

科目名	比較憲法	科目分類	■ 専門科目群 □ 総合科目群	
			法学部	□ 必修 ■ 選択
英文表記	Comparative constitution	開講年次	□ 1年 □ 2年 ■ 3年 □ 4年	
			開講期間	■ 前期 □ 後期 □ 通年 □ 集中
ふりがな	さとう ひろとし	実務家教員担当科目	修得単位	2単位
担当者名	佐藤 寛稔	実施方法	□ 対面のみ □ 遠隔のみ □ 対面・遠隔併用	
授業のテーマ	近代立憲主義源流となる欧米諸国の憲法に接し、日本の憲法及び憲法学へ影響を理解する。			
到達目標	イギリス・フランス・アメリカ・ドイツの憲法と日本の憲法の異同を説明できる。			
授業概要	イギリス・フランス・アメリカ・ドイツの憲法史、現行憲法の統治機構、人権保障を学びます。特に日本の憲法を学ぶ上で重要なところを重点的に取り扱うので、外国憲法と日本国憲法との異同が明らかになります。そしてそれは日本国憲法の一層の理解につながります。			
授業計画				
第1回	比較憲法学とは 外国憲法を学ぶ意味 非立憲国の憲法			
第2回	イギリス憲法史 マグナカルタ・権利請願・権利章典			
第3回	イギリスの統治機構 議院内閣制と司法制度			
第4回	イギリスの人権保障 憲法典のない国の人権保障制度			
第5回	フランス憲法史 フランス革命と近代立憲主義			
第6回	フランス憲法史 「憲法の実験場」の経験			
第7回	フランスの統治機構 半大統領制			
第8回	フランスの裁判制度・違憲審査制度			
第9回	アメリカ憲法史 ヴァージニア権利章典・独立宣言書・アメリカ合衆国憲法			
第10回	アメリカの統治機構 例外的に成功した大統領制とドナルド・トランプの出現			
第11回	アメリカの違憲審査制と人権保障 判例法によって確立した違憲審査制 ブラウン判決・バーネット判決など			
第12回	ドイツ憲法史 後発立憲主義国の歴史 プロイセン憲法 ワイマール憲法			
第13回	ドイツ憲法史 ナチスの台頭とワイマール憲法体制の崩壊			
第14回	ドイツ共和国基本法の「闘う民主制」			
第15回	ドイツの憲法裁判所と人権保障			
第16回	定期試験			
授業時間外の学習	予習：テキストの精読（2時間） 復習：プリントの読み直し（1.5時間）			
履修条件 受講のルール	「人権Ⅰ・Ⅱ」「統治機構Ⅰ・Ⅱ」の単位を修得していることが望ましいが必須ではありません。上記科目を履修した方には復習に役立つ、また、履修していない方には憲法を学ぶきっかけになるよう授業にします。			
テキスト	初宿 正典 辻村 みよ子 編 『新解説 世界憲法集（第5版）』（三省堂）			
参考文献・資料	授業中に適宜紹介します。			
成績評価の方法	ミニレポート 60%（第1回目～第15回目 15回×4点） 期末テスト 40% ※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。			
オフィスアワー	月曜日：9：00～10：30 火曜日：9：00～10：30			

成績評価基準	秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	
学生へのメッセージ	憲法の復習をしたい人、欧米文化が好きな人、是非受講してください。 法律学科の学生はもちろん、国際学科の学生にも役立つ科目です。